

県南広域振興局長告示第86号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年5月26日

県南広域振興局長 勝 部 修

訪問介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370900318	なのはなヘルパーステーション	一関市宮前町5番27号	一関市山目字館64番7	平成21年3月20日